



2023年10月13日

各 位

会 社 名 株式会社NATTY SWANKYホールディングス  
代 表 者 名 代表取締役社長 井石 裕二  
(コード番号：7674 東証グロース市場)  
問 合 せ 先 取締役 金子 正輝  
(TEL 03-6258-0441)

### 新株式発行及び株式売出し並びに主要株主の異動に関するお知らせ

当社は、2023年10月13日開催の取締役会において、新株式発行及び当社株式の売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。また、当該新株式発行及び株式売出しにより、主要株主の異動が見込まれますので、併せてお知らせいたします。

#### 【本資金調達背景と目的】

当社グループは、「街に永く愛される、粋で鯨背な店づくり～期待以上が当たり前、それが我等の心意気～」という経営理念のもと、地域の方々に愛される店づくりを目標とし、「肉汁餃子のダンダダン」の単一ブランドで関東圏を中心に全国で飲食事業を展開しており、2023年7月末現在、直営店98店、フランチャイズ店34店を展開しております。「肉汁餃子のダンダダン」は餃子に特化し、独自製法による当店でしか食べられない肉汁餃子の提供を行っているという特徴・強みを有しております。

当社グループが属する外食産業におきましては、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが5類感染症へ移行し、国内における行動制限や海外からの入国制限等が緩和されたことで、経済社会活動の正常化とともに、来店客数に回復の動きが見られます。一方で、物価上昇による生活防衛意識の高まりや食材の仕入原価・原材料価格等の高騰を背景とした各社価格改定により、料理・サービスの質、お店の雰囲気のとータル価値に見合った価格帯の飲食店、または価格以上の価値を提供する飲食店が今後さらに求められていくと考えられます。

このような環境の中、当社グループ事業を強化・拡大させていくためには、事業環境の変化に迅速に対応しながら、着実に成長戦略を推進して行く必要があると考えております。具体的には、購買・物流コストの最適化や自動発注システムを活用した食材ロスの削減による原材料・資材高騰への対応の推進、決済手段の拡大・キャッシュレス会計の対応、季節に合わせたキャンペーン実施等による店舗における顧客満足度の向上に引き続き取り組むとともに、アニメ・映画作品とのタイアップや多人数参加イベントへの出店による新規顧客層の開拓の推進に取り組んでまいります。新規出店に関して、当社グループでは繁華街・ビジネス街・住宅街等、立地に合わせた出店をしてきましたが、未だ相当程度の出店余地があると考えております。直営店については首都圏・関西を中心に新規出店し、首都圏以外に関しては直営店において積み上げた成功事例を活かしながらフランチャイズ制度を活用した新規出店を推進していく予定です。また、継続的な成長には優秀な人材の確保・育成が重要であると考えており、従業員満足度の向上・働きがいのある職場の環境づくりにも取り組んでまいります。

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出し届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧ください。また、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

今般の新株式発行による調達資金は、上記の経営戦略に基づいた新規出店に伴う設備投資関連費用及び新規出店に伴う人件費、人材採用費やその他費用を含む運転資金の一部に充当する予定です。本資金調達を通じ、当社の戦略を着実に推進し収益力の更なる向上を図るとともに、自己資本の拡充により財務基盤を強化することで、中期的な事業拡大に向けた資金調達余力を高め、企業価値の最大化を目指してまいります。

## 記

### I. 新株式発行及び株式売出し

#### 1. 公募による新株式発行（一般募集）

- |  |  |
|--|--|
| (1) 募集株式の種類及び数   | 当社普通株式 220,000株  |
| (2) 払込金額の決定方法  | 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、2023年10月23日(月)から2023年10月25日(水)までの間のいずれかの日（以下「発行価格等決定日」という。）に決定する。  |
| (3) 増加する資本金及び資本準備金の額   | 増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。  |
| (4) 募集方法   | 一般募集とし、みずほ証券株式会社を主幹事会社とする引受団(以下「引受人」と総称する。)に全株式を買取引受けさせる。なお、一般募集における発行価格(募集価格)は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値)に0.90~1.00を乗じた価格(1円未満端数切捨て)を仮条件として、需要状況を勘案した上で、発行価格等決定日に決定する。 |
| (5) 引受人の対価   | 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般募集における発行価格(募集価格)と引受人より当社に払込まれる金額である払込金額との差額の総額を引受人の手取金とする。   |
| (6) 申込期間   | 発行価格等決定日の翌営業日から発行価格等決定日の2営業日後の日まで。   |
| (7) 払込期日   | 2023年10月30日(月)から2023年11月1日(水)までの間のいずれかの日。ただし、発行価格等決定日の5営業日後の日とする。  |
| (8) 申込株数単位   | 100株   |
| (9) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、その他一般募集に必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 井石 裕二に一任する。 |  |
| (10) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。                                |  |

#### 2. 当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）（後記<ご参考>1.をご参照）

- |                |   |
|----------------|---|
| (1) 売出株式の種類及び数 | 当社普通株式 33,000株<br>なお、上記売出株式数は上限を示したものであり、一般募集の需要状況により減少し、またはオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合がある。売出株式数は、当該需要状況を勘案の上、発行価格等決定日に決定される。 |
| (2) 売出人        | みずほ証券株式会社   |

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧ください。また、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

- (3) 売 出 価 格 未定（発行価格等決定日に決定する。なお、売出価格は一般募集における発行価格（募集価格）と同一とする。）
- (4) 売 出 方 法 一般募集の需要状況を勘案した上で、みずほ証券株式会社が当社株主から 33,000 株を上限として借入れる当社普通株式の売出しを行う。
- (5) 申 込 期 間 一般募集における申込期間と同一とする。
- (6) 受 渡 期 日 一般募集における払込期日の翌営業日とする。
- (7) 申 込 株 数 単 位 100 株
- (8) 売出価格、その他オーバーアロットメントによる売出しに必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 井石 裕二に一任する。
- (9) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (10) 一般募集が中止となる場合は、オーバーアロットメントによる売出しも中止する。

### **3. 第三者割当による新株式発行（後記<ご参考>1. をご参照）**

- (1) 募 集 株 式 の 種類 及び 数 当社普通株式 33,000 株
- (2) 払 込 金 額 の 決 定 方 法 発行価格等決定日に決定する。なお、払込金額は一般募集における払込金額と同一とする。
- (3) 増加する資本金及び資本準備金の額 増加する資本金の額は、会社計算規則第 14 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
- (4) 割 当 先 みずほ証券株式会社
- (5) 申込期間（申込期日） 2023 年 11 月 28 日（火）
- (6) 払 込 期 日 2023 年 11 月 29 日（水）
- (7) 申 込 株 数 単 位 100 株
- (8) 上記(5)記載の申込期間（申込期日）までに申込みのない株式については、発行を打切るものとする。
- (9) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、その他第三者割当による新株式発行に必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 井石 裕二に一任する。
- (10) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (11) 一般募集が中止となる場合は、第三者割当による新株式発行も中止する。

以 上

<ご参考>

#### 1. オーバーアロットメントによる売出し等について

前記「2. 当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）」に記載のオーバーアロットメントによる売出しは、前記「1. 公募による新株式発行（一般募集）」に記載の一般募集にあたり、その需要状況を勘案した上で、一般募集の主幹事会社であるみずほ証券株式会社が当社株主から33,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出しであります。オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数は、33,000株を予定しておりますが、当該売出株式数は上限の売出株式数であり、需要状況により減少し、またはオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、みずほ証券株式会社が上記当社株主から借入れた株式（以下「借入れ株式」という。）の返還に必要な株式をみずほ証券株式会社に取得させるために、当社は2023年10月13日（金）開催の取締役会において、前記「3. 第三者割当による新株式発行」に記載のとおり、みずほ証券株式会社が割当先とする当社普通株式33,000株の第三者割当増資（以下「本件第三者割当増資」という。）を、2023年11月29日（水）を払込期日として行うことを決議しております。

また、みずほ証券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から2023年11月24日（金）までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。）、借入れ株式の返還を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。みずほ証券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入れ株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、みずほ証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、またはオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

さらに、みずほ証券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により買付けた当社普通株式の全部または一部を借入れ株式の返還に充当することがあります。

オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって取得し、借入れ株式の返還に充当する株式数を減じた株式数について、みずほ証券株式会社は、当該オーバーアロットメントによる売出しからの手取金を原資として、本件第三者割当増資に係る割当てに応じ、当社普通株式を取得する予定であります。そのため本件第三者割当増資における発行株式数の全部または一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行株式数とその限度で減少し、または発行そのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出株式数については、発行価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、みずほ証券株式会社による上記当社株主からの当社普通株式の借入れは行われません。したがってこの場合には、みずほ証券株式会社は本件第三者割当増資に係る割当てに応じず、申込みを行わないため、失権により本件第三者割当増資における新株式発行は全く行われません。また、株式会社東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

#### 2. 今回の公募増資及び第三者割当増資による発行済株式総数の推移

(1) 現在の発行済株式総数	2,190,080株	(2023年9月30日現在)
(2) 公募増資による増加株式数	220,000株	
(3) 公募増資後の発行済株式総数	2,410,080株	
(4) 第三者割当増資による増加株式数	33,000株	(注)
(5) 第三者割当増資後の発行済株式総数	2,443,080株	(注)

(注) 前記「3. 第三者割当による新株式発行」の募集株式数の全株に対しみずほ証券株式会社から申込みがあり、発行がなされた場合の数字です。

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧ください。また、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

### 3. 調達資金の使途

#### (1) 今回の調達資金の使途

今回の一般募集及び第三者割当増資に係る手取概算額合計上限 796,750,500 円について、以下の通り充当する予定であります。

- ① 事業規模拡大のため、当社直営店舗の新規出店に伴う設備投資関連費用の一部として 2026 年 1 月期までに 680,000,000 円を充当する予定であります。
- ② ①に充当後の残額は、新規出店に伴う人件費、人材採用費やその他費用の一部として 2026 年 1 月期までに充当する予定であります。

また、具体的な資金需要の発生までは、安全性の高い金融商品等で運用していく方針であります。なお、設備計画については、2023 年 10 月 13 日現在（ただし、投資予定金額の既支払額については 2023 年 9 月 30 日現在）、以下のとおりとなっております。

当社グループは「飲食事業」の単一セグメントであるため、セグメントの名称は記載しておりません。

会社名 事業所名 (所在地)	設備の 内容	投資予定金額		資金調達 方法	着手 年月	完了 予定 年月	完成後 の増加 能力
		総額 (千円)	既支払額 (千円)				
肉汁餃子の ダンダダン 出店予定 21 店舗	店舗設 備及び 保証金	1,050,000	13,347	自己資 金、借 入金及 び増資 資金	2023年 9月	2026年 1月	(注2)

- (注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。  
2. 現時点において見積もることが困難であることから、記載しておりません。

#### (2) 前回調達資金の使途の変更

該当事項はありません。

#### (3) 業績に与える影響

今回の資金調達により、事業基盤強化を図ると共に、当社グループの財務基盤の改善により中長期的な企業価値向上に資するものと考えております。なお、本資金調達に伴う今期業績への影響は軽微であります。

### 4. 株主への利益配分等

#### (1) 利益配分に関する基本方針

当社は、長期的に安定した事業の継続に備えるために、内部留保の充実を図るとともに、株主への利益還元を行うことも重要な経営課題の一つと考えております。剰余金の配当は中間及び期末配当の年 2 回を基本的な方針としております。配当の決定機関は、中間配当は取締役会、期末配当は株主総会であります。なお、当社は「取締役会の決議により、毎年 7 月末日を基準日として、中間配当をすることができる。」旨を定款に定めております。

#### (2) 配当決定にあたっての考え方

上記「(1) 利益配分に関する基本方針」に記載のとおりであります。

#### (3) 内部留保資金の使途

内部留保につきましては、経営基盤の安定に向けた財務体質の強化及び事業の拡大のための資金として有効に活用していく方針であります。

(4) 過去3決算期間の配当状況等

	2021年6月期	2022年1月期	2023年1月期
1株当たり当期純利益又は (連結)当期純損失(△)	6.20円	103.71円	△175.07円
1株当たり年間配当金 (内1株当たり中間配当金)	5.00円 (－)	5.00円 (－)	5.00円 (－)
実績(連結)配当性向	80.7%	4.8%	－%
自己資本(連結)当期純利益率	0.8%	12.2%	△21.9%
(連結)純資産配当率	0.6%	0.6%	0.6%

- (注) 1. 2021年6月期及び2022年1月期は連結財務諸表を作成しておりませんので、2021年6月期及び2022年1月期は個別財務諸表の数値を、2023年1月期は連結財務諸表の数値を記載しております。
2. 実績(連結)配当性向は、1株当たり年間配当金を1株当たり当期純利益で除した数値です。2023年1月期については、親会社株主に帰属する当期純損失を計上しているため記載しておりません。
3. 自己資本(連結)当期純利益率は、(連結)当期純利益を自己資本((連結)貸借対照表上の純資産合計から新株予約権を控除した額で期首と期末の平均)で除した数値です。
4. (連結)純資産配当率は、1株当たり年間配当金を1株当たり(連結)純資産(期首と期末の平均)で除した数値です。
5. 2021年9月28日開催の2021年6月期定時株主総会決議により、決算期を6月30日から1月31日に変更しました。従って、2022年1月期は2021年7月1日から2022年1月31日の7か月間となっております。

5. その他

(1) 配分先の指定

該当事項はありません。

(2) 潜在株式による希薄化情報

当社はストックオプション制度を採用しております。

なお、一般募集及び第三者割当増資後の当社の発行済株式総数に対する潜在株式数の比率は0.33%となる見込みです。

決議日	新株式発行 予定残数	行使時の 払込金額	資本組入額	行使期間
2018年6月14日	5,880株	100円	50円	2020年6月30日から 2028年6月13日まで
2020年8月3日	2,200株	1円	2022年8月18日 から権利行使可能 となる部分 1,032円 2023年8月18日 から権利行使可能 となる部分 1,030円	2022年8月18日から 2037年8月17日まで

- (注) 1. 2018年11月20日付で当社普通株式1株につき60株の割合で株式分割を行っております。上表の「新株式発行予定残数」、「行使時の払込金額」、「資本組入額」は調整後の内容となっております。
2. 新株式発行予定残数は2023年9月30日現在の数を記載しております。

(3)過去のエクイティ・ファイナンスの状況等

①過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません。

②過去3決算期間及び直前の株価等の推移

	2021年6月期	2022年1月期	2023年1月期	2024年1月期
始 値	2,617 円	3,280 円	3,040 円	3,035 円
高 値	4,050 円	3,685 円	3,370 円	4,230 円
安 値	1,620 円	2,723 円	2,895 円	3,030 円
終 値	3,260 円	3,030 円	3,035 円	3,590 円
株価収益率	525.8 倍	29.2 倍	—	—

- (注) 1. 2024年1月期の株価については、2023年10月12日(木)現在で表示しております。  
2. 株価収益率は、決算期末の株価(終値)を当該決算期の1株当たり当期純利益金額で除した数値です。2023年1月期については、親会社に帰属する当期純損失を計上しているため記載しておりません。

③過去5年間に行われた第三者割当増資等における割当先の保有方針の変更等

該当事項はありません。

(4)ロックアップについて

一般募集に関連して、当社株主である井石 裕二、田中 竜也、株式会社BORA及び株式会社IKIは、みずほ証券株式会社に対し、発行価格等決定日に始まり、一般募集の受渡期日から起算して180日目の日に終了する期間(以下「ロックアップ期間」という。)中、みずほ証券株式会社の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式の売却等を行わない旨合意しております。

また、当社はみずほ証券株式会社に対し、ロックアップ期間中、みずほ証券株式会社の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式及び当社普通株式を取得する権利または義務を有する有価証券の発行等(ただし、一般募集、本件第三者割当増資、株式分割、新株予約権の権利行使による当社普通株式の交付に基づく新株式発行、ストックオプションとしての新株予約権の発行等を除く。)を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、みずほ証券株式会社はロックアップ期間中であってもその裁量で、当該合意の内容を一部もしくは全部につき解除できる権限を有しております。

## II. 主要株主の異動

### 1. 異動が生じる経緯

前記「I. 新株式発行及び株式売出し 1. 公募による新株式発行（一般募集）」に記載の当社新株式発行に伴い、主要株主の異動が見込まれるものです。

### 2. 異動する株主の概要

主要株主に該当しなくなる株主の概要

① 名称	株式会社BORA
② 所在地	東京都調布市小島町一丁目 36 番地 16 グレーシア調布 401
③ 代表者の役職・氏名	当社代表取締役 井石 裕二
④ 事業内容	資産管理業
⑤ 資本金	500,000 円

① 名称	株式会社 I K I
② 所在地	東京都世田谷区成城七丁目 34 番 19 号 ラ・ボール成城 105
③ 代表者の役職・氏名	当社代表取締役 田中 竜也
④ 事業内容	資産管理業
⑤ 資本金	500,000 円

### 3. 異動前後における当該株主の所有する議決権の数（所有株式数）及び議決権所有割合

#### (1) 株式会社BORA

	議決権の数 (所有株式数)	総株主の議決権の 数に対する割合	大株主順位
異動前 (2023年9月30日現在)	2,400 個 (240,000 株)	10.97%	第3位
異動後	2,400 個 (240,000 株)	9.97%	第3位

#### (2) 株式会社 I K I

	議決権の数 (所有株式数)	総株主の議決権の 数に対する割合	大株主順位
異動前 (2023年9月30日現在)	2,400 個 (240,000 株)	10.97%	第3位
異動後	2,400 個 (240,000 株)	9.97%	第3位

(注) 1. 異動前の議決権所有割合及び総株主の議決権の数に対する割合は、2023年9月30日現在の発行済株式総数2,190,080株から議決権を有しない株式として2,180株を控除した株式数に係る議決権の数(21,879個)を基準にそれぞれ算出(小数点以下第三位を四捨五入)しております。

2. 異動後の議決権所有割合及び総株主の議決権の数に対する割合は、異動前の総株主の議決権の数に今回の一般募集による新株式発行により増加する株式220,000株に係る議決権の数(2,200個)を加算した議決権の数(24,079個)を基準にそれぞれ算出(小数点以下第三位を四捨五入)しております。

### 4. 異動年月日

2023年10月30日(月)から2023年11月1日(水)までの間のいずれかの日。ただし、発行価格等決定日の5営業日後の日とする。

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧ください。また、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。



## 5. 今後の見通し

本件異動による当社の経営体制及び業績への影響はありません。

以 上